## 三次市会計年度任用職員(日々雇用)受験案内

				放課後児童支援員
職	和	重	• 要	家庭や地域と連携して児童の自主性・社会性・創造性の向上や基本的な生活習慣の
職	$\mathcal{O}$	概		確立等を図るため、必要な支援を行うことを目的として放課後児童クラブに設置さ
				れる職で、児童の健全な育成に必要な活動・支援を担います。
募	隹	人	数	パートタイム(日々雇用):10人程度
95	*		9,5	1.00
申	入受	付期	間	令和7年5月1日(木)午前8時30分から
				令和8年1月30日(金)午後5時15分まで
業	務	内	容	社会教育課の指示のもと、常勤支援員と協力し、児童の遊びの指導や生活指導等を 行います。保護者対応や施設の施錠等の対応をお願いすることがあります。
	€Ŷ	資	格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。
				1 令和7年5月1日以降に、日々雇用登録可能である人
				2 社会教育課(放課後児童クラブ)から勤務の依頼がある場合に、パートタイム
				(1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで)の勤務
				が可能である人
				3 都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了、又は次のいずれか
				の要件を満たし、新たに採用された日から起算して1年以内に当該研修を修了す
				ると見込まれること   (1) 教諭免許,保育士資格,社会福祉士資格のいずれかを持つ人
				(2) 学校教育法の規定による大学・大学院若しくは外国の大学で、社会福祉学、
				心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科か課程を
				修めて卒業した者又は同法102条2項の規定により大学院への入学が認め
受				られた人
又	河火			(3) 高等学校を卒業した人又はこれに準ずる人で、2年以上放課後児童健全育成
				事業に類似する事業に従事した人
				(4) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人
				← ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 ↑
				(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け
				ることがなくなるまでの人
				(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経
				過しない人
				(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した
				政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は
				これに加入した人
				)
	験	手	続	1 提出書類
				(1) 履歴書(申込書)【指定様式】
				必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真
				(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を所定の位置に貼ってください。
				(2) 資格証
				受験資格3の(1)に該当する場合は、受験資格を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。また、放課後児童支援員認定資格研修修了証をお持ち
				しを使出してください。また、放課後児里又接負認足賃格研修修了証をお持ち   の方は写しを提出ください。資格取得時点から姓が変わっている場合は、姓が
受				変わったことを証明する書類(戸籍抄本の写し)も併せて添付してください。
				2 提出方法・期限
				(1) 直接持込み
				申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は
				受付しておりませんので注意してください。
				(2) 郵送
				提出書類を角形2号封筒(24.0 cm×33.2 cm)に入れ、封筒の表左下に赤字で
			_	「日々雇用登録試験申込(放課後児童支援員)」と書き,裏に差出人の住所・

		記し,郵送してください(申込受付期間内必着)。 れた書類等はお返ししません。		
試 験		人ごとの面接による口述試験 約10分) 申込受付時等に随時行います。(一部除外あり)		
	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により 決定します。		
審 査・	合格発表	受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。		
	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。		
任用	繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員(又は当該職の職員)が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、社会教育課(放課後児童クラブ)から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。			
個人情報の取扱い		書)等に記載された個人情報については,この試験の実施及び採用後 の目的に限って使用します。		
	登録期間	登録日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有		
	勤務場所	三次市内放課後児童クラブ		
	勤務時間	社会教育課(放課後児童クラブ)から勤務を依頼した時間その上限は、1日につき7時間45分まで、かつ1週間で15時間30分までとする。 ※他課で勤務している場合はその合計が15時間30分までとする。 ※長期休業中の勤務時間は1日5時間を基本とする。 ※同日に2箇所以上の勤務は不可です。		
  主な勤務条件	休日	なし		
	休暇制度	なし		
	給料・報酬	(福祉職給料表1-19号給) 日額 10,516 円(時間単位で勤務する場合:1,357 円)		
	手 当 制 度	時間外勤務報酬,通勤手当相当費用弁償ほか		
	福利厚生	災害補償		
	服務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。		
	分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。		
申 込・問合せ先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市教育委員会教育部社会教育課児童育成係(市役所本館5階) TEL 0824-62-6182 FAX 0824-62-6288 受付時間:月〜金曜日の8:30〜17:15 (祝日を除く)			